

改正大気汚染防止法セミナー ～義務化の概要および対策について～



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会





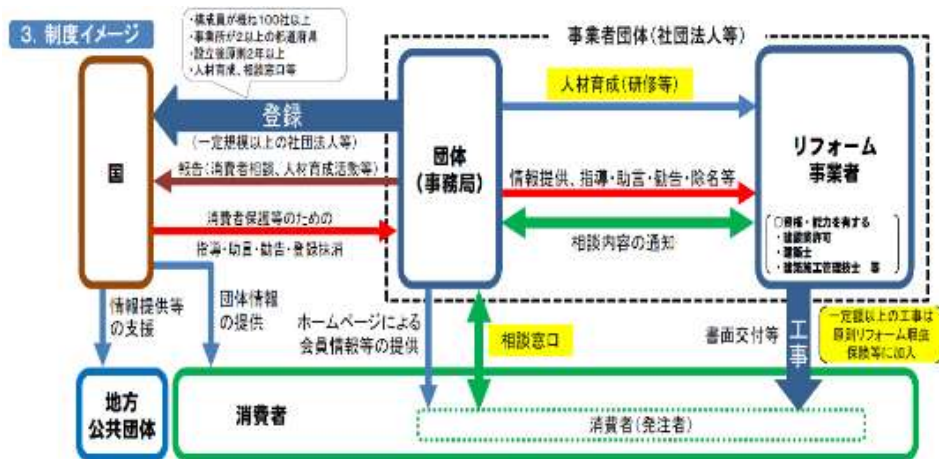
一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会



のご紹介

住宅リフォーム事業者登録団体制度

「安心R住宅」制度



既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする。このため、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が高標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設した。
【平成29年11月6日告示公布、平成29年12月1日告示施行、平成30年4月1日標章使用開始】



制度内容

① 基本的な品質があり「安心」

- ◇新耐震基準等に適合
- ◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合
(インスペクションのイメージ)

② リフォーム工事が実施されていて「きれい」

- ◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている
- ◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある

③ 情報が開示されていて「わかりやすい」

- ◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される(情報開示イメージ)

相談できる ◇事業者団体が相談窓口を設置している ・トラブルがあっても相談できる等

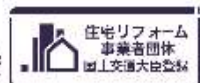
信頼できるリフォーム事業者の見える化

安心・安全な既存住宅の見える化

ステキ信頼の特徴



一般社団法人
ステキ信頼リフォーム推進協会



地域に密着

本協会の会員事業者は地域に根差した工務店等が中心で、建設業許可に加え、一定の専門技術者がいることが要件となっています。それぞれの地域で技術力を持った信頼のおける事業者が優良なリフォームを推進します。

住宅関連業界が一体

工務店等に加え、住宅関連のメーカーや資材設備流通事業者、さらには宅地建物取引業者などの住宅関連事業者が多く会員となっています。住宅関連事業者が一体となって相互に連携協力し、消費者のよりよい住生活実現を提案してまいります。



?

- 5倍
- 50倍

•550万円～1,300万円

資料：<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main17.pdf>

動画：<https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4>



大気汚染防止法及び政省令の 改正について

環境省
令和3年1月

本協会からの情報発信

- 2020年1月29日…環境省事業者向けアスベスト関連**説明会開催案内**
- 2020年8月21日…石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について**改正のポイント紹介**
- 2021年3月4日…リフォーム工事における事前調査の義務化について(**4月1日より義務化**)
- 2021年4月1日…本日スタート、リフォーム工事における事前調査の**義務化についてポイント解説**
- 2021年5月26日…アスベストに関する法改正に係る**説明動画**のご紹介
- 2021年8月5日～…5分で解るアスベスト対策～今年やらなければならないこと！～
- **随時メルマガ配信**
- 2021年7月 11月…ナイス静岡等主催**セミナーにて講演**
- 2022年1月21日…**秋野弁護士**によるセミナー開催
- 2022年1月～3月…各地で**セミナー講演**

本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・石綿（アスベスト）の使用状況
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・今後の対応

大気汚染防止法の改正により
住宅のリフォームも「規制対象(※)」
となりました。

◎石綿飛散防止対策の強化のため**義務化拡大!**

- ・レベル**3**建材の**不適切な除去の防止**
- ・**健康被害防止**

※住宅の解体・一部撤去の場合も以下が義務化となりました。

- ①事前調査(有資格者)
- ②記録・保存・説明
- ③報告
- ④作業基準遵守
- ⑤結果報告・記録保存

改正大気汚染防止法だけではない！



留意

◎レベル**3**建材は
様々な法律の規制対象となりました

- 石綿障害予防規則(石綿則)
- 労働安全衛生規則
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)
- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程

<規制対象>

- 特定粉じん排出等作業に係る規制基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、**作業の方法に関する基準**として、環境省令で定めるものとする。
(新法第18条の14関係)


□ 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする（新令第3条の3）

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
- **石綿含有成形板等**※1
- **石綿含有仕上塗材**※2

※1 石綿含有成形板以外のもの例えば石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる。

※2 吹付けパーライト及び吹付けパーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する。

現行大防法での扱い	届出、作業基準遵守等を義務付け		マニュアルで作業方法を明確化
レベルの分類※	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材  付着した綿状の物質が吹付け石綿	①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材  配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート  屋根材が石綿含有スレート板

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved. 建設業労働災害防止協会資料及び「目で見えるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より一部改変

※ レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大防法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。

一般的な住宅にも使用されていることがあります。



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

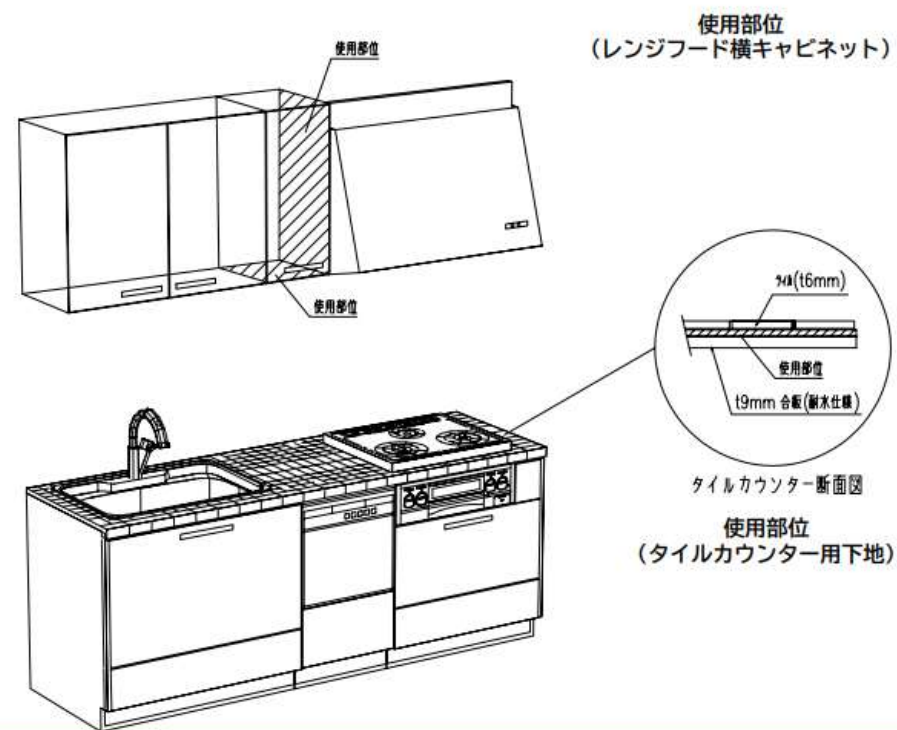
設備における石綿(アスベスト)の使用状況事例

製品種類	製品(部品)名	含有石綿種類	含有量	出荷期間
大便器 小便器 洗面器 その他	Pシール、Pシールガスケット	クリソタイル (白石綿)	約5%	~'04.12
水栓金具	給水栓パッキン	クリソタイル (白石綿)	約65%	(~'89.4まで製造) ※
システムキッチン	BSKキャビネット用不燃ボード	クリソタイル (白石綿)	約15%	'86.9~'96.10
システムキッチン	システム25Jキャビネット用 不燃ボード	クリソタイル (白石綿)	約15%	'96.9~'01.2
システムキッチン	フード用不燃材	クリソタイル (白石綿)	約80%	'86.9~'01.2
サウナ	パネルヒーター用取付板	クリソタイル (白石綿)	約5%	'83.3~'91.12
ユニットバス、 システムバス	タイル壁基板	クリソタイル (白石綿)	約22%	'80.5~'04.9

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

メーカーHPより

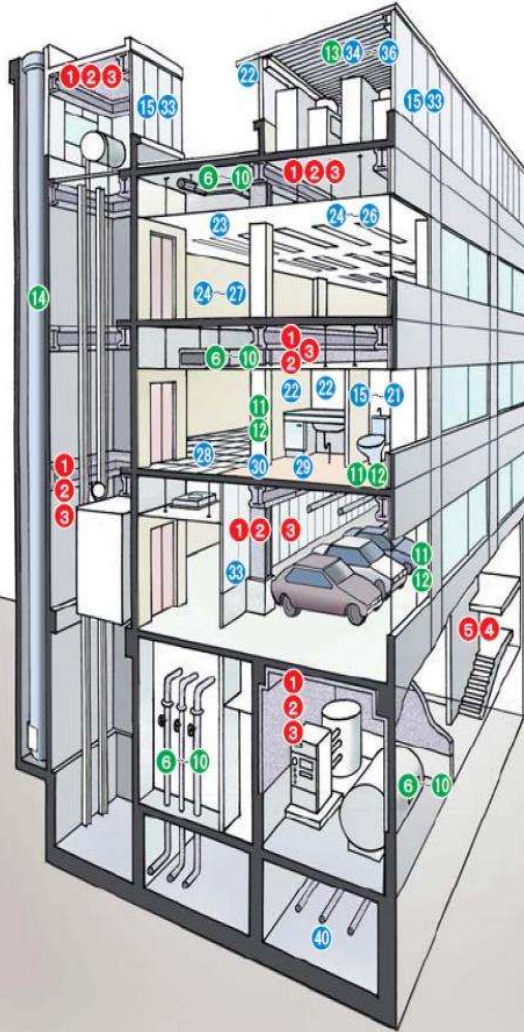
アスベスト(石綿)を含む部材の過去における使用状況事例



メーカーHPより

<RC・S造>

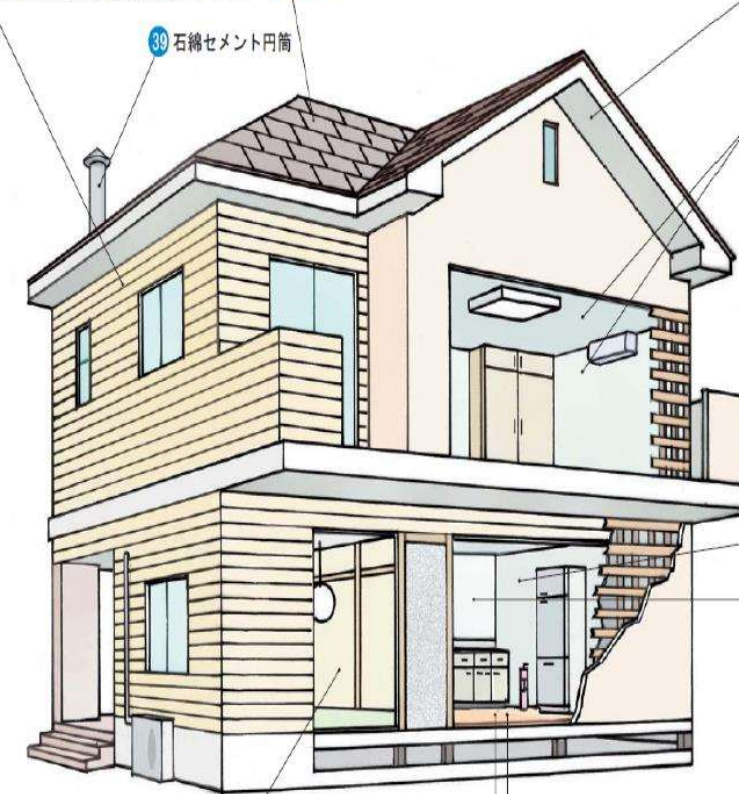
- 1 吹付け石綿……………P12
- 2 石綿含有吹付けロックウール・P14
- 3 湿式石綿含有吹付け材……………P15
- 4 石綿含有吹付けパーミキュライト……………P16
- 5 石綿含有吹付けパーライト……………P17
- 6 石綿含有けいそう土保温材……………P18
- 7 石綿含有けい酸カルシウム保温材……………P18
- 8 石綿含有パーミキュライト保温材……………P18
- 9 石綿含有パーライト保温材……………P18
- 10 石綿保温材……………P18
- 11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種……………P20
- 12 石綿含有耐火被覆板……………P21
- 13 屋根用折板石綿断熱材……………P22
- 14 煙突用石綿断熱材……………P23
- 15 石綿含有スレートボード・フレキシブル板……………P24, 40
- 16 石綿含有スレートボード・平板……………P24
- 17 石綿含有スレートボード・軟質板……………P24
- 18 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板……………P24
- 19 石綿含有スレートボード・その他……………P24
- 20 石綿含有スラグせっこう板……………P25
- 21 石綿含有パルプセメント板……………P25



- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種……………P26, 31, 39
- 23 石綿含有ロックウール吸音天井板……………P27
- 24 石綿含有せっこうボード……………P28
- 25 石綿含有パーライト板……………P29
- 26 石綿含有その他パネル・ボード……………P29
- 27 石綿含有壁紙……………P30
- 28 石綿含有ビニル床タイル……………P32
- 29 石綿含有ビニル床シート……………P34
- 30 石綿含有ソフト巾木……………P35
- 31 石綿含有窯業系サイディング……………P36
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング……………P37
- 33 石綿含有押出成形セメント板……………P38
- 34 石綿含有スレート波板・大波……………P42
- 35 石綿含有スレート波板・小波……………P42
- 36 石綿含有スレート波板・その他……………P42
- 37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート……………P43
- 38 石綿含有ルーフィング……………P44
- 39 石綿セメント円筒……………P45
- 40 石綿セメント管……………P46

<戸建て住宅>

- 31 石綿含有窯業系サイディング
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- 38 石綿含有ルーフィング



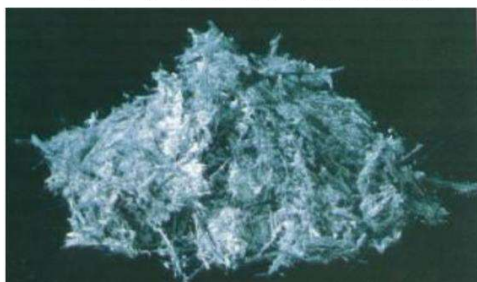
- 39 石綿セメント円筒
- 24 石綿含有せっこうボード
- 28 石綿含有ビニル床タイル
- 29 石綿含有ビニル床シート

目で見るアスベスト建材(第2版)国土交通省資料より

石綿（アスベスト）とは

- ・ 石綿は天然に生成した極めて細かい鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- ・ 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約8割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- ・ 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和元年には1,466人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）

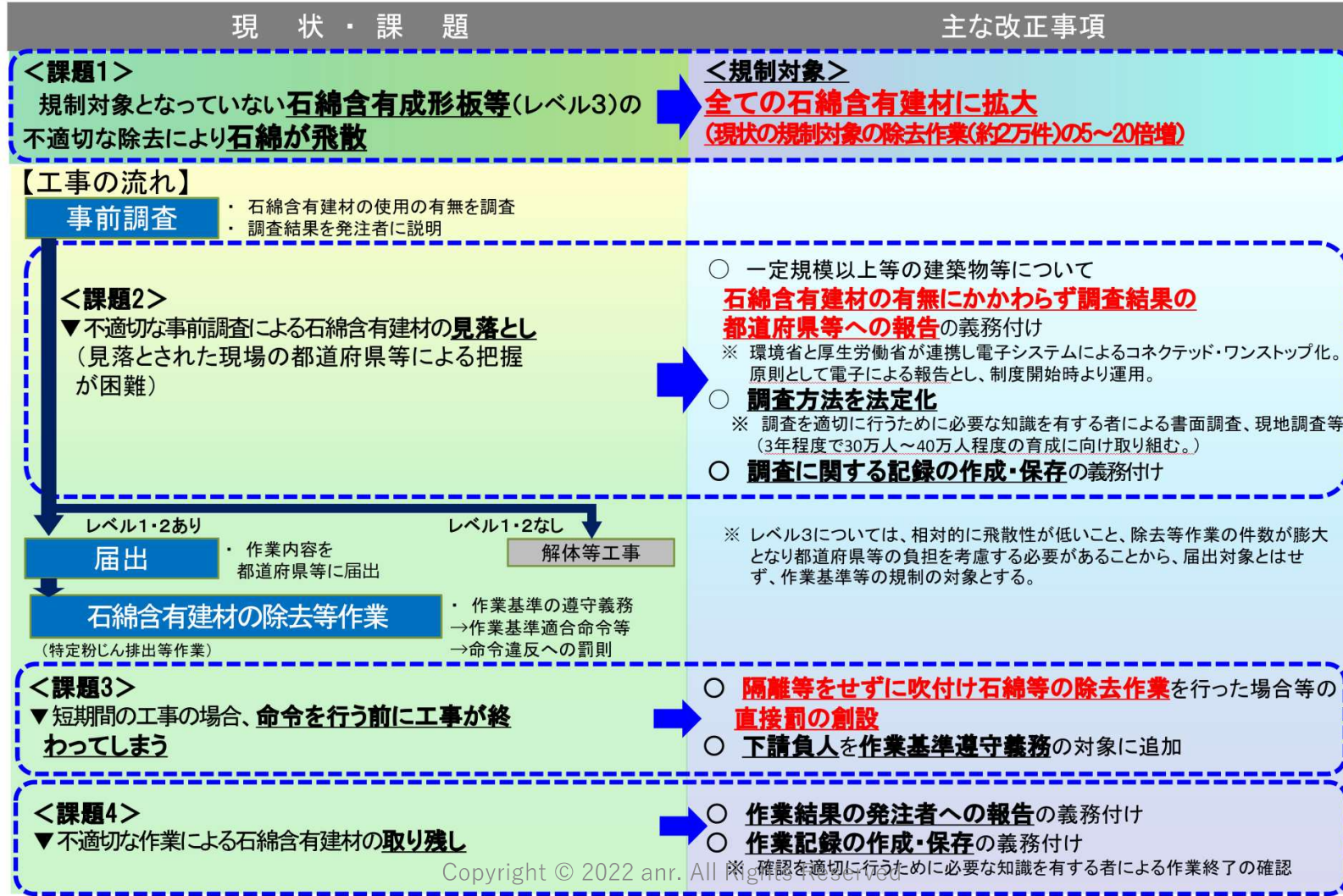


出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要 (公布日:令和2年6月5日)

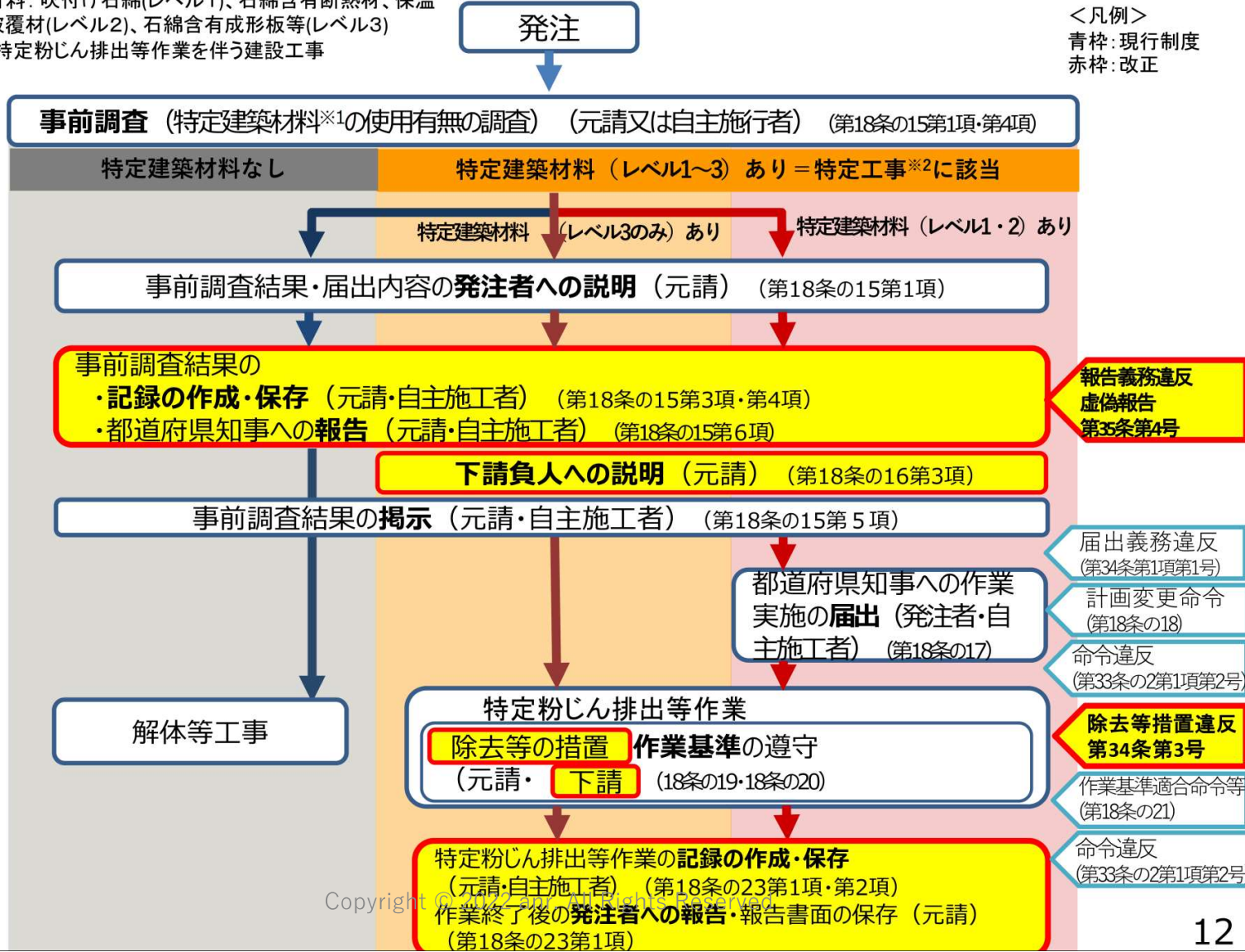
建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



改正後の解体等工事に係る規制概要

※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
 ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



報告義務違反
虚偽報告
第35条第4号

届出義務違反 (第34条第1項第1号)
 計画変更命令 (第18条の18)
 命令違反 (第33条の2第1項第2号)

除去等措置違反
第34条第3号
 作業基準適合命令等 (第18条の21)

命令違反 (第33条の2第1項第2号)

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

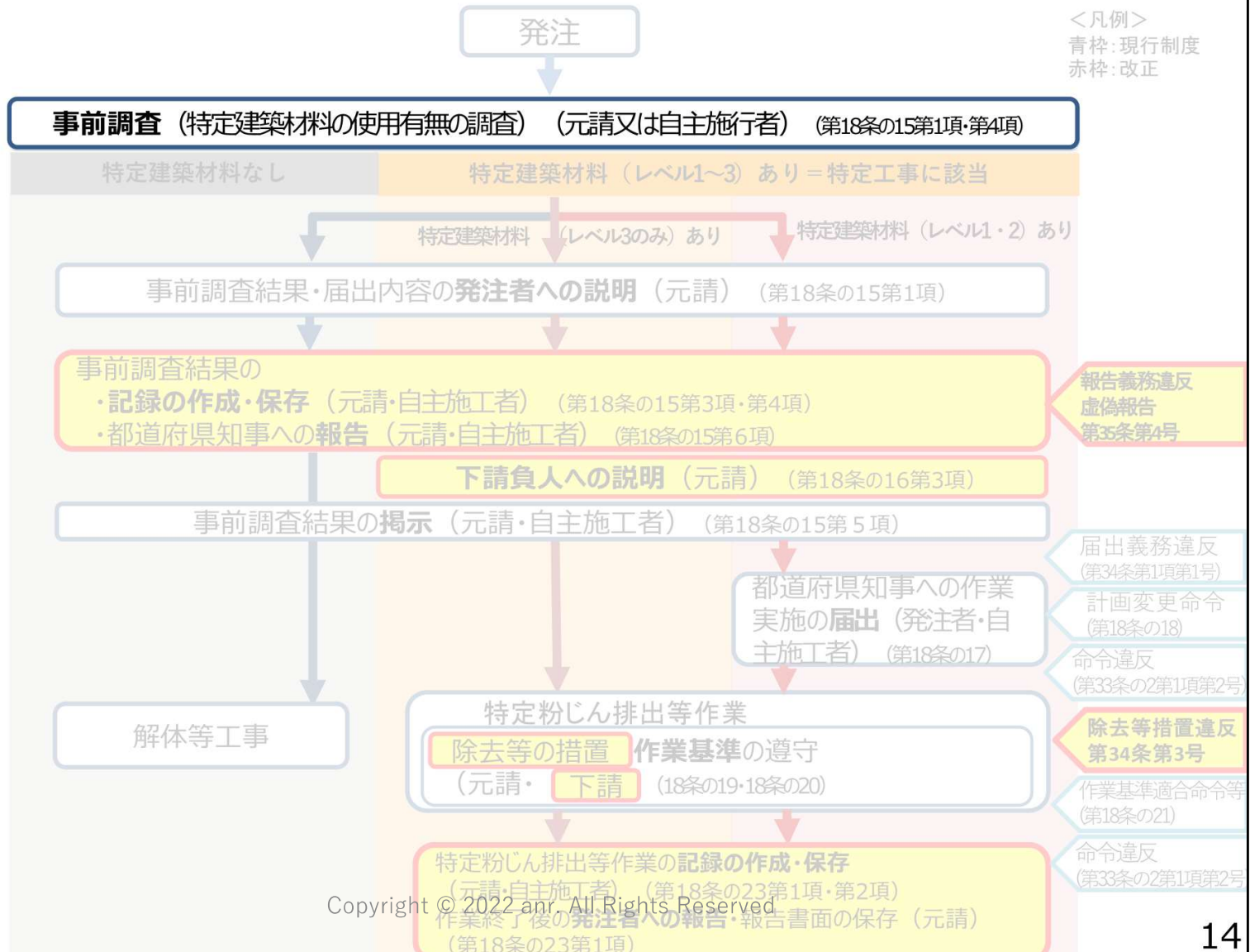
※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



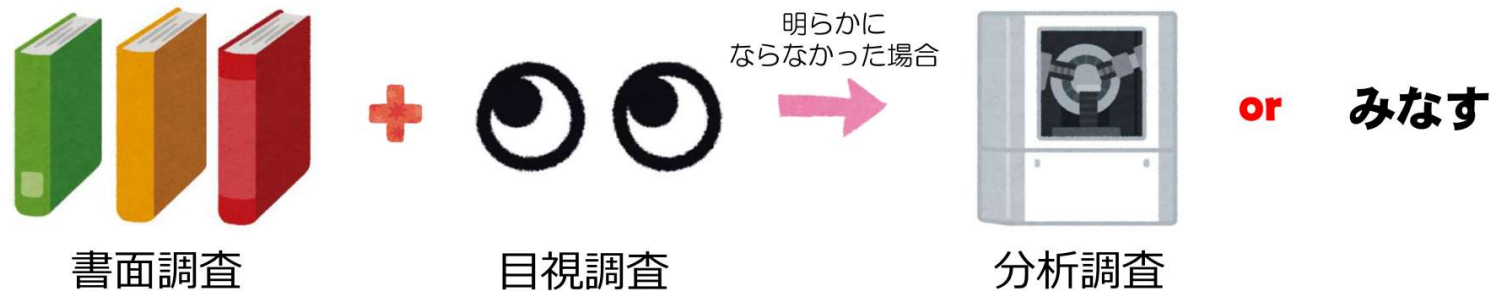
<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、**設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法**による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事*又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(新法第18条の15関係)

□ 事前調査の方法 (新規則第16条の5)

※レベル1・2 建材に係る工事



- * **解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。**

□ 事前調査を行う者* (調査を適切に行うために必要な知識を有する者) (令和2年環境省告示第76号)

- **建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者**
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- * **設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。** ※令和5年10月1日から適用
施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

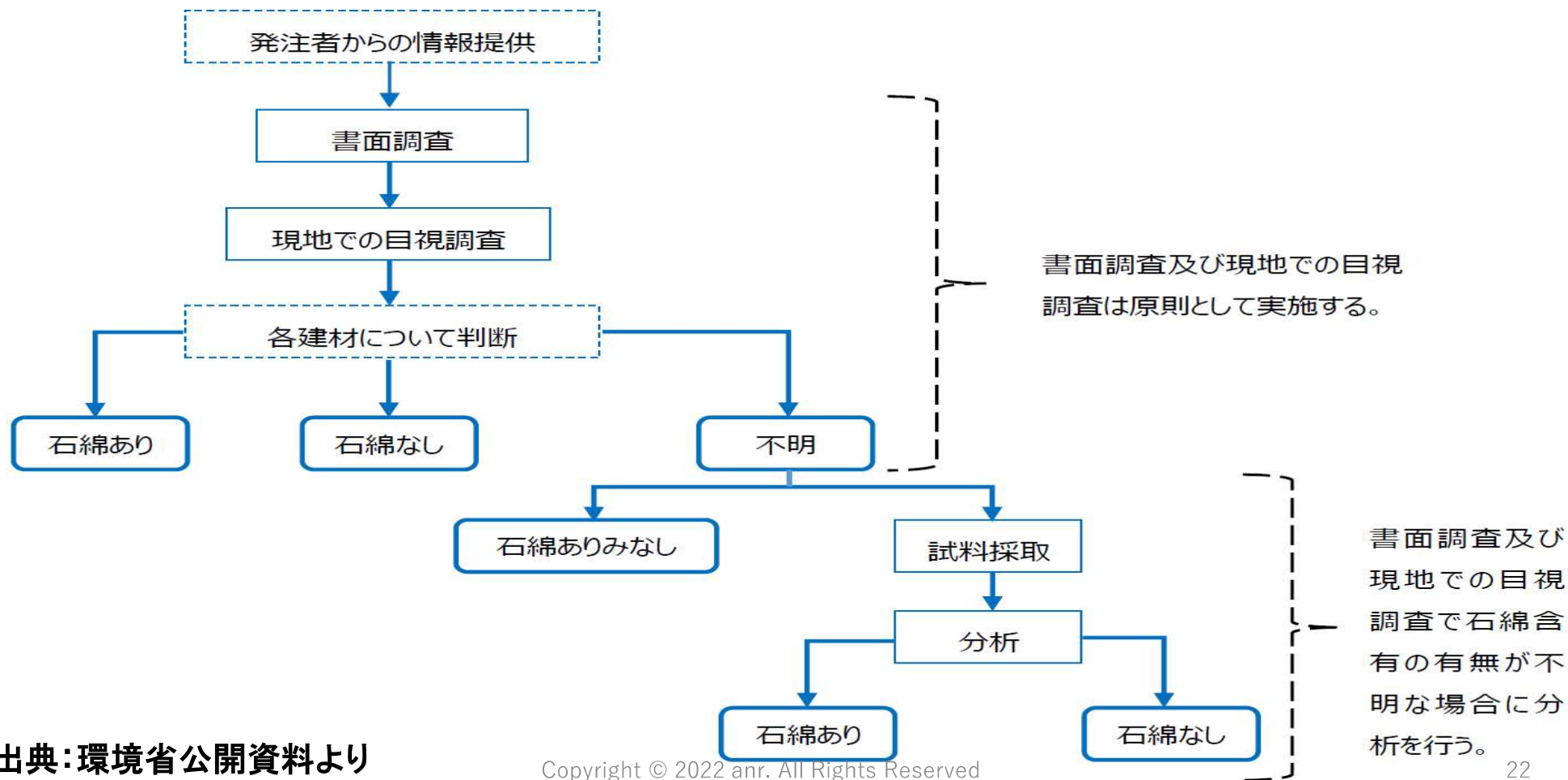
4/1～義務化「事前調査」が不要な場合

- ・木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの
- ・畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなもの

※当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない場合

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物を解体し、改造し、または改修する作業をおこなう建築工事

事前調査の方法【基本的流れ】

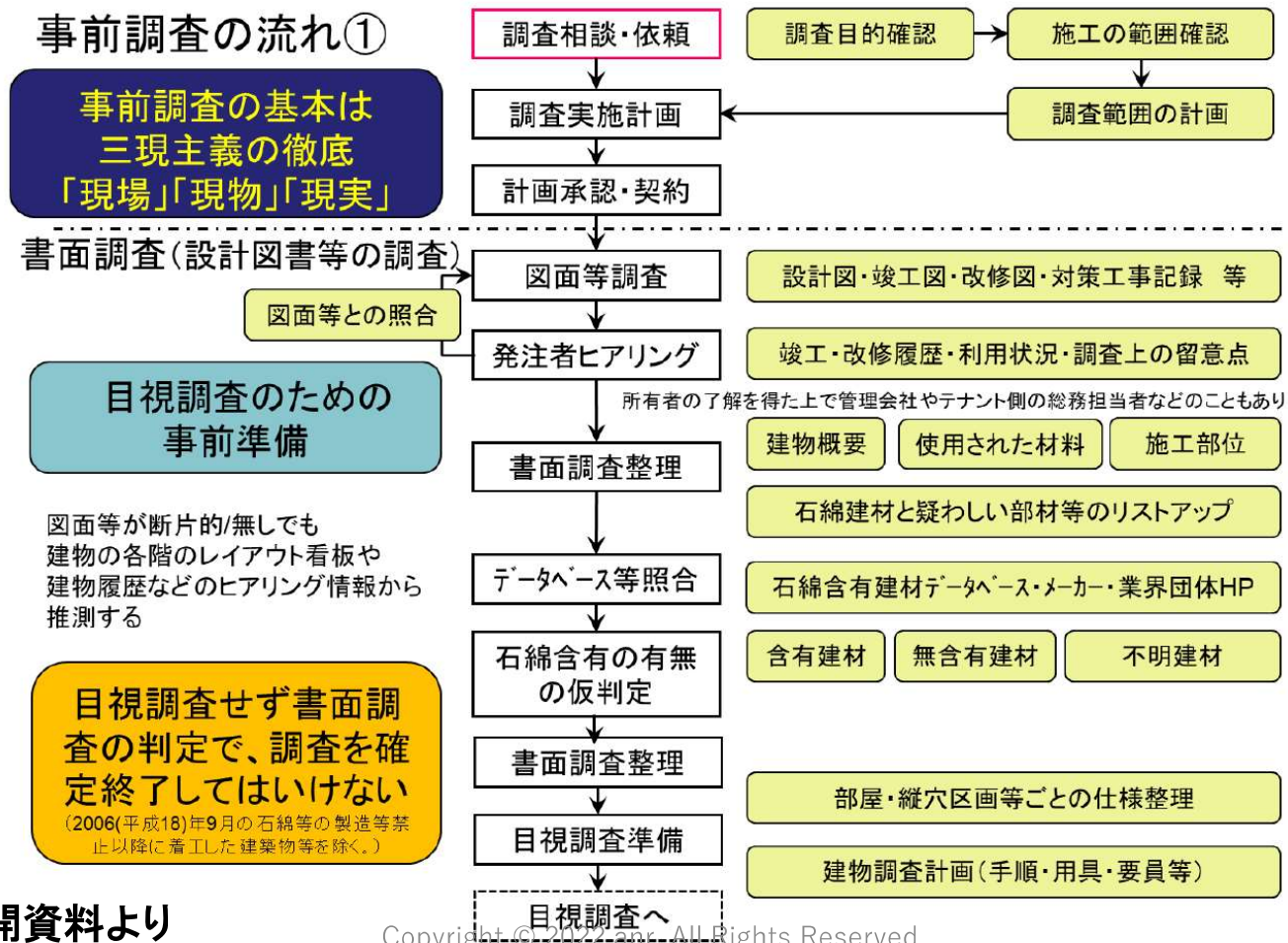


出典：環境省公開資料より

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

事前調査の方法【書面調査】

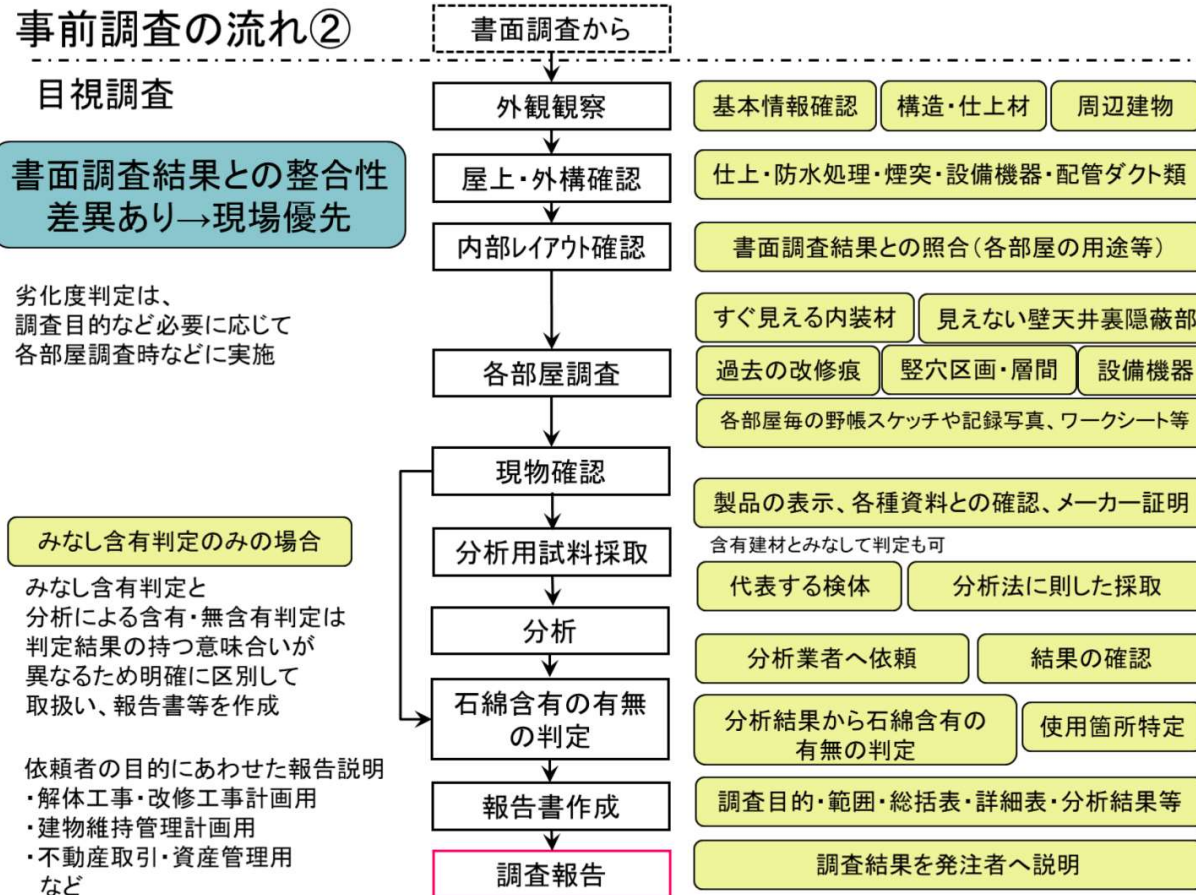
事前調査の流れ①



出典:環境省公開資料より

Copyright © 2022 enr. All Rights Reserved

事前調査の方法【目視調査】



出典：環境省公開資料より

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
—	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日
設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明したガasket又はグランドバックキンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●建築材料を設置した年月日※	●解体等工事又は改修等工事の実施期間
解体等工事に係る建築物等の概要	●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
●解体等工事の実施の期間	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
—	材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

備考1) 設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について報告

備考2) ※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明したガasket又はグランドバックキンに限る。

1

参考資料
現場調査の項目を
押さえましょう！
（調査結果の報告は来
令和4年4月1日からで
すが、調査の参考に・・・）

厚労省HP建築物石綿含有建材調査者講習【参考】講習に係る標準テキスト 巻末資料8参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

出典
 建築物等の解体等に
 係る石綿ばく露防止
 及び石綿飛散漏えい防止
 対策徹底マニュアル
 より

石綿含有建材を検索する

<https://www.asbestos-database.jp/>



石綿 (アスベスト) 含有建材データベース



HOME | [当サイトについて](#) | [関連情報](#) | [ご利用上の注意](#) | NEWS

この石綿（アスベスト）含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿（アスベスト）含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿（アスベスト）含有建材の種類、名称、製造時期、石綿（アスベスト）の種類・含有率等の情報を提供するものです。検索の対象となる登録されている建材情報の収集方法等について、十分にご了解いただき、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等の関係法令を遵守した上でご利用ください。

建材を検索する [検索についての注意](#)

複数の単語を入力する場合は、スペース（空白文字）で区切ってください。

検索範囲 建材名（一般名） 商品名 製造時メーカー名 現在メーカー名 型番・品番

[▼ 詳細条件を指定する](#)

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

石綿含有建材を調べる



- https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

- 両面印刷、2つ折り冊子版
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/02.pdf

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

2 -2

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の揭示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。
 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

（元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例）

年 月 日

2 -1

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様
 ②元請業者 住所 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） 電話番号
 大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
	⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無		
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査	設置予定年月日 年 月 日		
	設置場所 別紙 のとおり		
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
 2 工事に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）
 年 月 日

発注者へこの書面の説明を行いました。
 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）
 年 月 日

参考資料
お施主様への説明雛形

出典
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者			
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

3 -1

参考例①
「届出対象」レベル1・2 建材除去

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
	調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
	看板表示日	令和○○年○○月○○日	
	解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階~4階)</p> <p>※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)</p>		<p>氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○</p>	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
<p>【石綿含有あり】</p> <p>1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)</p> <p>エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1~4階 トイレ内PS 保温材③</p> <p>1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤</p>		<p>現場責任者氏名 ○○ ○○</p> <p>連絡場所 TEL 03-×××-××××</p> <p>○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。</p>	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		氏名又は名称及び住所	
<p>石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法</p> <p>(除去) 囲い込み・封じ込め・その他</p>		<p>事前調査・試料採取を実施した者</p> <p>①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○</p> <p>分析を実施した者</p> <p>②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○</p>	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	その他事項	
	機種:集じん・排気装置 型式:○○○-2000 設置数:○台	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す	
	排気能力(m ³ /min)	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	⑤材料の製造年月日	
	HEPAフィルタ 補修効率:99.97% 粒子径:0.3μm		
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ 固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm) 接着テープ 等		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}		
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合
注2)封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲載サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

参考例②
「届出非対象」レベル3 建材除去

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)} 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和○○年○○月○○日	○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査方法の概要(調査箇所)		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)	住所 東京都○○区○-○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	○ <u>除去</u> ○ その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液: ○○○○ ・剥離剤: ○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	
備考: その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: 東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: 埼玉県○○市○○-○○
		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

参考例③
「届出非対象」石綿使用なし

3-3

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間	令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		住所 東京都○○区○-○ 現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
		その他の事項
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved
 図 4.6.3 石綿使用なし記入例 ※揭示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)		資格を取得	○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導		石綿作業主任者(2日間・試験)	
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)		石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認		石綿作業主任者(2日間・試験)	
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

【事前調査資格者の義務付け適用】

令和5(2023)年10月1日～

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要がある。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査)

③は一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ実施可能。

- ④義務付け適用前に

一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

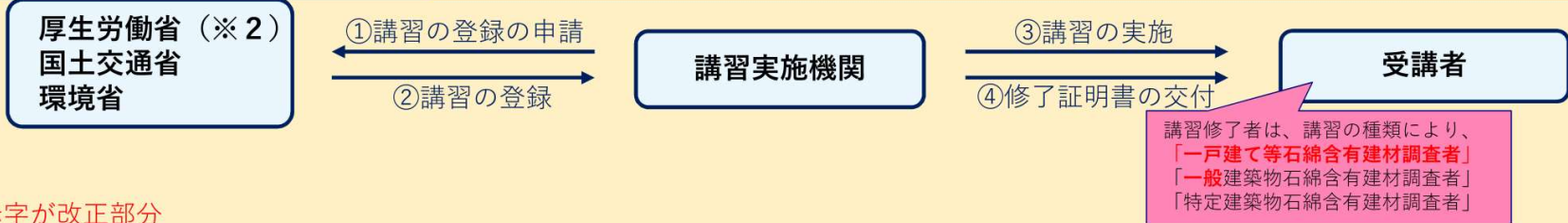
建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の一部改正について

別紙

- 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部（※1）（以下「一戸建て住宅等」という。）の調査を行う者に必要な知識に係る講習（一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

（※1）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

講習の登録制度



赤字が改正部分

講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者) に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1, 2, 3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1, 2, 3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定

（※2）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。

（※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

ご参考

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講資格①

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上

ご参考

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講資格②

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

【参考】講習に係る標準テキスト

- 厚生労働省ホームページに掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識

第2講座 建築一般、図面の読み方、情報入手

第3講座 現地調査の実際と留意点

第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

一戸建て石綿含有建材調査者講習受講資格①

受講資格区分	学歴等	実務経験	各種証明書(1) ※PDF提出	各種証明書(2) ※PDF提出	各種証明書(3) ※PDF提出
1 大卒(建築) +実務2年(建築)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
2 短大卒(建築3年) +実務3年(建築)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
3 短大卒(建築)又は 高専卒(建築) +実務4年(建築)	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
4 高卒等(建築) +実務7年(建築)	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(※1)を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上	実務経験証明書	卒業証明書	履修科目証明書
5 学歴不問 +実務11年(建築)	「1～4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数：11年以上	実務経験証明書	—	—
6 建築行政又は環境 (石綿)行政実務2年	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関与する者	実務経験年数：2年以上	実務経験証明書	—	—

一戸建て石綿含有建材調査者講習受講資格②

受講資格区分	学歴等	実務経験	各種証明書(1) ※PDF提出	各種証明書(2) ※PDF提出	各種証明書(3) ※PDF提出
7 特化作業主任者 +実務5年(石綿調査)	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(※2)	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上	講習の修了を証明する書類	実務経験証明書	—
8 石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)(※3)		講習の修了を証明する書類	—	—
9 各種専門官	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※4)		実務経験証明書	—	—
10 労働基準監督官2年	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上	実務経験証明書	—	—
11 作業環境測定士 +実務5年(石綿調査)	作業環境測定士(※5)	建築物石綿含有建材調査に関する実務経験：5年以上	登録証	実務経験証明書	—

※1 「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法（昭和25年法律第202号）第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

※2 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※3 労働安全衛生法別表第十八第二十三号

※4 労働安全衛生法第九十三条第一項

※5 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう

ご参考

登録講習機関（令和3年7月末現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
	報告	報告(※1)		○	
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
	作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者		
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

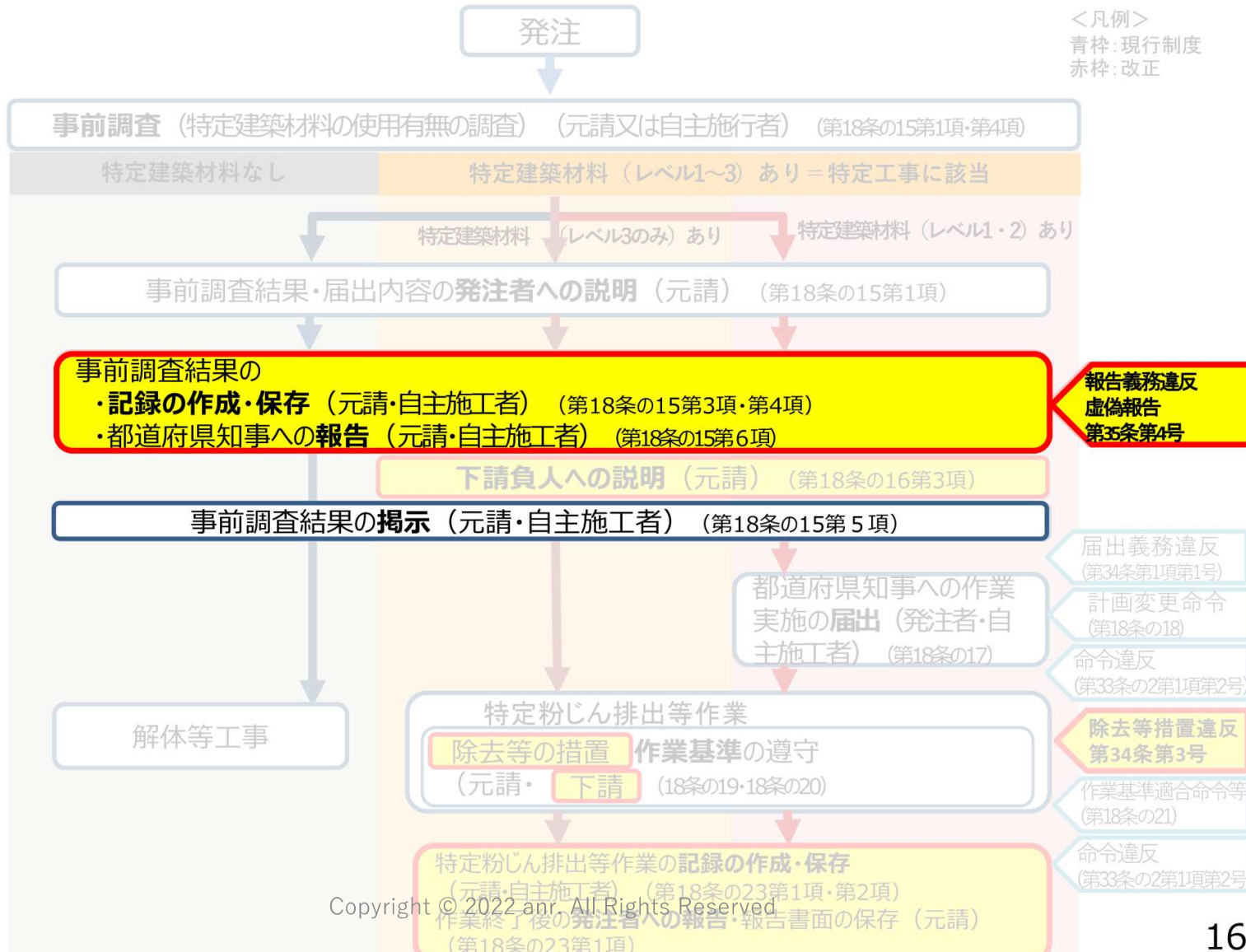
※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(新法第18条の15第3項関係)
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
(新法第18条の15第4項関係)



【元請業者】

- 事前調査の記録（新規則第16条の8）
 - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。
 - 発注者への説明の書面の写し
 - 解体等工事が終了した日から3年間保存するものとする。
- * 記録の保存は電子でも可能とする。

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

2 -2

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の揭示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。
 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

年 月 日

2 -1

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所 氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様
 ②元請業者 住所 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） 電話番号
 大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
	⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無		
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
 2 工事に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名）
 _____ 年 月 日 _____

発注者へこの書面の説明を行いました。
 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名）
 _____ 年 月 日 _____

参考資料
 お施主様への説明雛形

出典
 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない※。（新法第18条の15第6項関係）

□ 報告の対象（新規則第16条の11第1項）

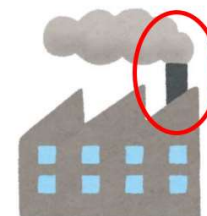
※令和4年4月1日から適用



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）

※環境大臣が定めるものに限る

□ 事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号）

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

報告義務対象が決められています。

50

<解体等工事に係る調査及び説明等>

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない*。（新法第18条の15第6項関係）

※令和4年4月1日から適用

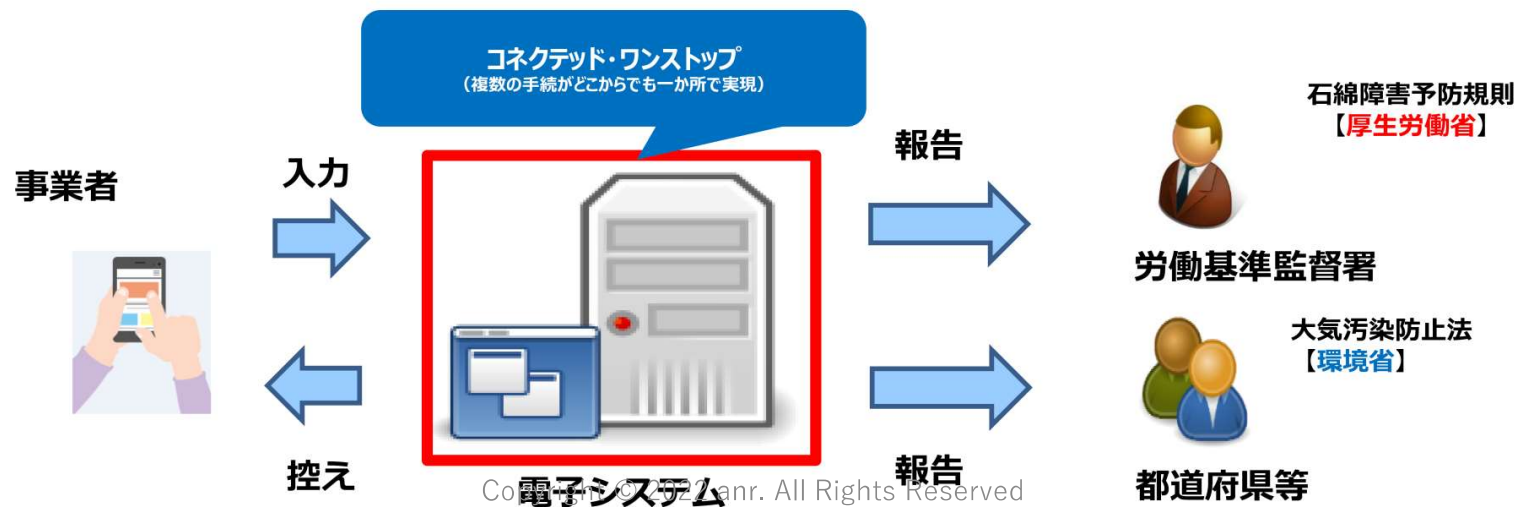
□ 報告の内容（新規則第16条の11第2項）

都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料の種類など。

□ 報告の方法（新規則第16条の11第4項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。
（例）災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。



参考P98

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
—	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日
設計図書等に記載されている設置年月日より明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	設計図書等に記載されている設置年月日より明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日より明らかに石綿非含有と判明したガスカート又はグラウンドバックンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
●建築材料を設置した年月日*	●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造の概要
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の解体工事にあつては当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあつては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	—
—	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
—	材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

1

参考資料 調査結果の報告内容 義務化は 令和4年4月1日～ ※報告不要な場合あり

厚労省HP建築物石綿含有建材調査者講習【参考】講習に係る標準テキスト 巻末資料13参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun /sekimen/other/pamph/index_00002.html

出典
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより

備考1) 設計図書等に記載されている設置年月日より、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について報告

備考2) ※は、設計図書等に記載されている設置年月日より、明らかに石綿非含有と判明したガスカート又はグラウンドバックンに限る。

GBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システム

GBizIDを取得すると、一つのID・パスワードで、[こちらの全ての行政サービス](#)にログインできます。
アカウントは **最初に1つ** 取得するだけで、**有効期限、年度更新の必要はありません**。(令和3年8月現在)

義務化となる
報告は
新システムで
スマホでも可
「gBizID」

<https://gbiz-id.go.jp>

※一つの入力で、都道府県・所管労働基準監督署に同時に報告可能

GBizIDにはどんな種類があるの？

GBizIDには、プライム、メンバー、エントリーという3種類のアカウントがあります。

アカウント種類	対象者	申請書類	書類審査	利用可能な行政サービス
gBizIDプライム	会社代表者 または 個人事業主	申請書 印鑑証明書	書類審査 必要	多数あり 使用可能な 行政サービス
gBizIDメンバー	gBizIDプライム 取得組織の 従業員	申請書	書類審査 不要	制限あり 使用可能な 行政サービス
gBizIDエントリー	事業をしている 方なら だれでも可能	申請書	書類審査 不要	制限あり 使用可能な 行政サービス

ユーザーテスト期間: 2022年1月18日~2月18日

Copyright © 2022 gBiz. All Rights Reserved.

石綿事前調査結果報告システムについて

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

「石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストが始まります！」

石綿事前調査結果報告システムの運用開始（令和4年3月中を予定）に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。

実施予定期間 ： 2022年1月18日～2月18日

石綿事前調査結果報告システム
ユーザーテストについてのご案内
令和3年11月

石綿事前調査結果報告システムURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

（※ユーザーテスト開始までは、システムに関するページ（石綿総合情報ポータルサイト：厚生労働省委託事業により運営）に自動転送されます）



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者			
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

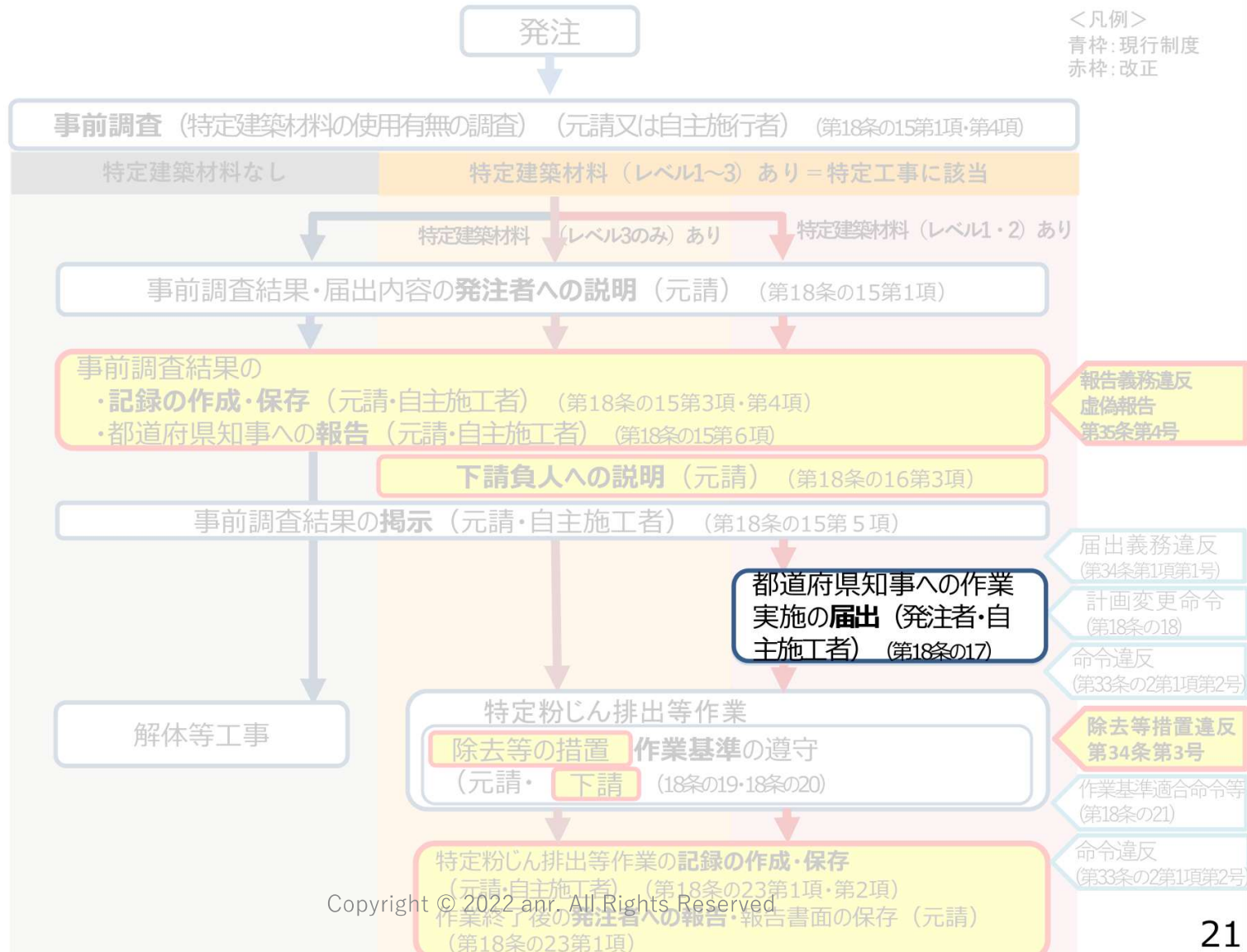
※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

<特定粉じん排出等作業の実施届出>

- **特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。**（新法第18条の17関係）

□ 特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（新令第10条の2）

- 吹付け石綿（いわゆるレベル1建材）
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル2建材）

様式第3の4
特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

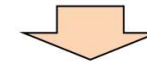
都道府県知事 殿
市長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、不燃も含有する断熱材

発注者は、解体等工事を開始する14日前までに都道府県知事へ届出



都道府県知事が届出の作業方法が作業基準に適合しないと認める時は、届出受理から14日以内に計画変更を命じる

* 吹付け工法による石綿含有仕上塗材は、現行法では特定粉じん排出等作業の届出が必要であるが、新法施行後は不要となる。

<特定工事の発注者等の配慮等>（現行法でも規定あり）

- **特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。**（新法第18条の16第1項関係）

作業基準に沿って工事が適正になされるように発注者は配慮する義務がある。

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者			
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※労働安全衛生法

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

改正後の解体等工事に係る規制概要

<凡例>
 青枠: 現行制度
 赤枠: 改正



Copyright © 2017 All rights reserved.

<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(新法第18条の23第1項関係)

- **作業中の記録**：負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（新規則第16条の4第3号）

- **作業が適切に行われていることの確認**

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（新規則第16条の4第4号）

- **作業が完了したことの確認**

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること。

(新規則第16条の4第5号)

- * 作業が完了したことの確認

- 除去：特定建築材料の取り残しがないこと

- 囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと

- * 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：

- 事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者（建築物、工作物）

<特定粉じん排出等作業の結果の報告等>

- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

(新法第18条の23第1項関係)

- **清掃**：作業基準において特定建築材料除去後、作業場の隔離又は養生を解く前に、清掃の実施の義務づけを明確化（新規則別表第7の1～2、4～6の項）
 - * 清掃その他の特定粉じんの処理
床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃のほか、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん、隔離に用いたシート等の廃棄にあたっての梱包等
- **隔離を解く際の確認**：一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務づけ（新規則別表第7の1、6の項）
 - * 方法：位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の確認等
- **発注者への報告事項**：作業完了年月日、作業実施状況の概要、完了の確認を行った者の氏名等（新規則第16条の16第1項）
- **作業記録及び発注者への報告書面の写しの保存**：特定粉じん排出等作業を実施した期間、実施状況等について記録し、**特定工事が終了した日から3年間保存**（新規則第16条の16第2項）

* 記録の保存は電子でも可能とする。



隔離・養生シートへの粉じん飛散防止剤の散布



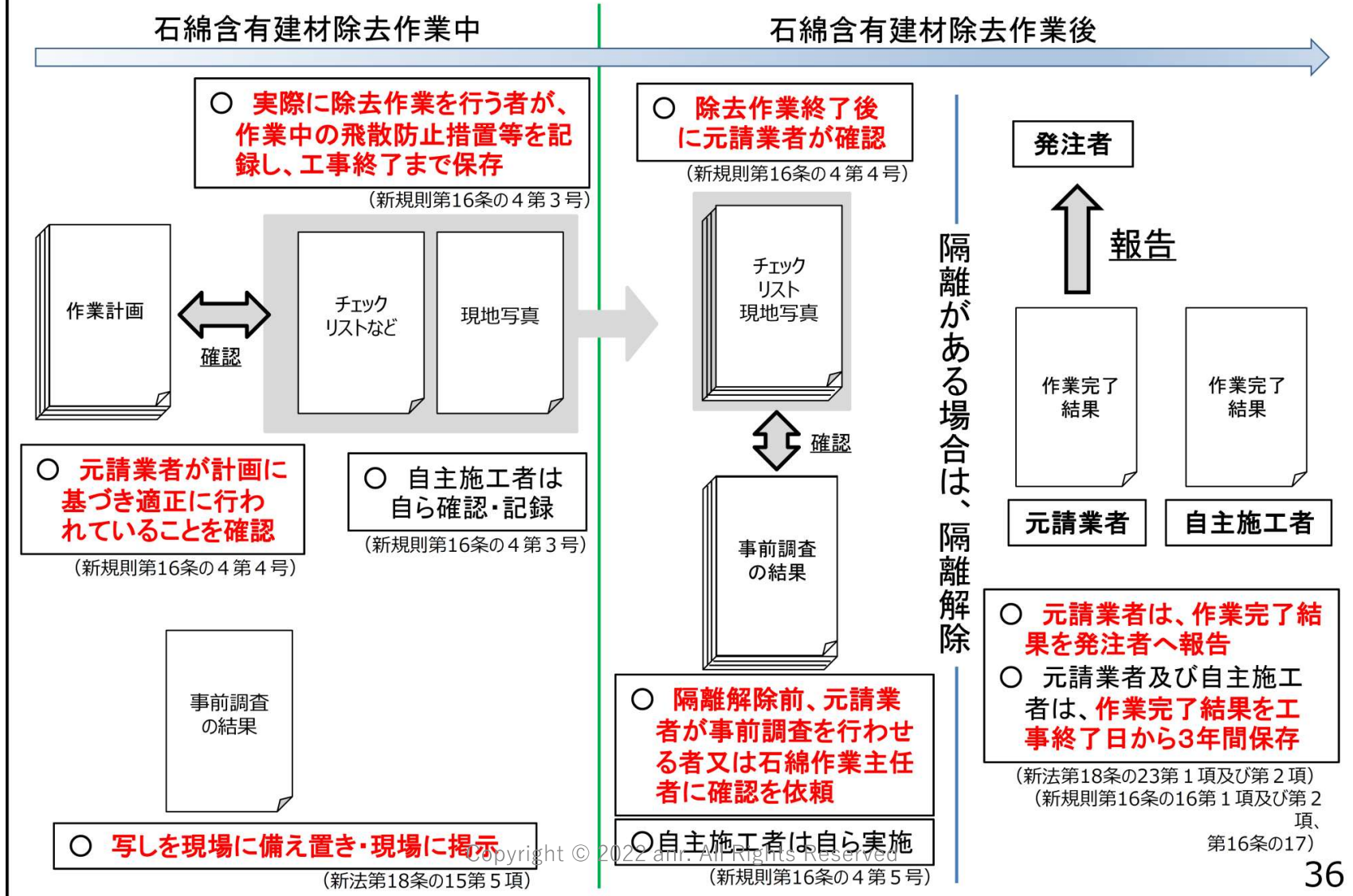
高性能真空掃除機を用いた作業場内の仕上げ清掃



養生シートの撤去

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

(参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

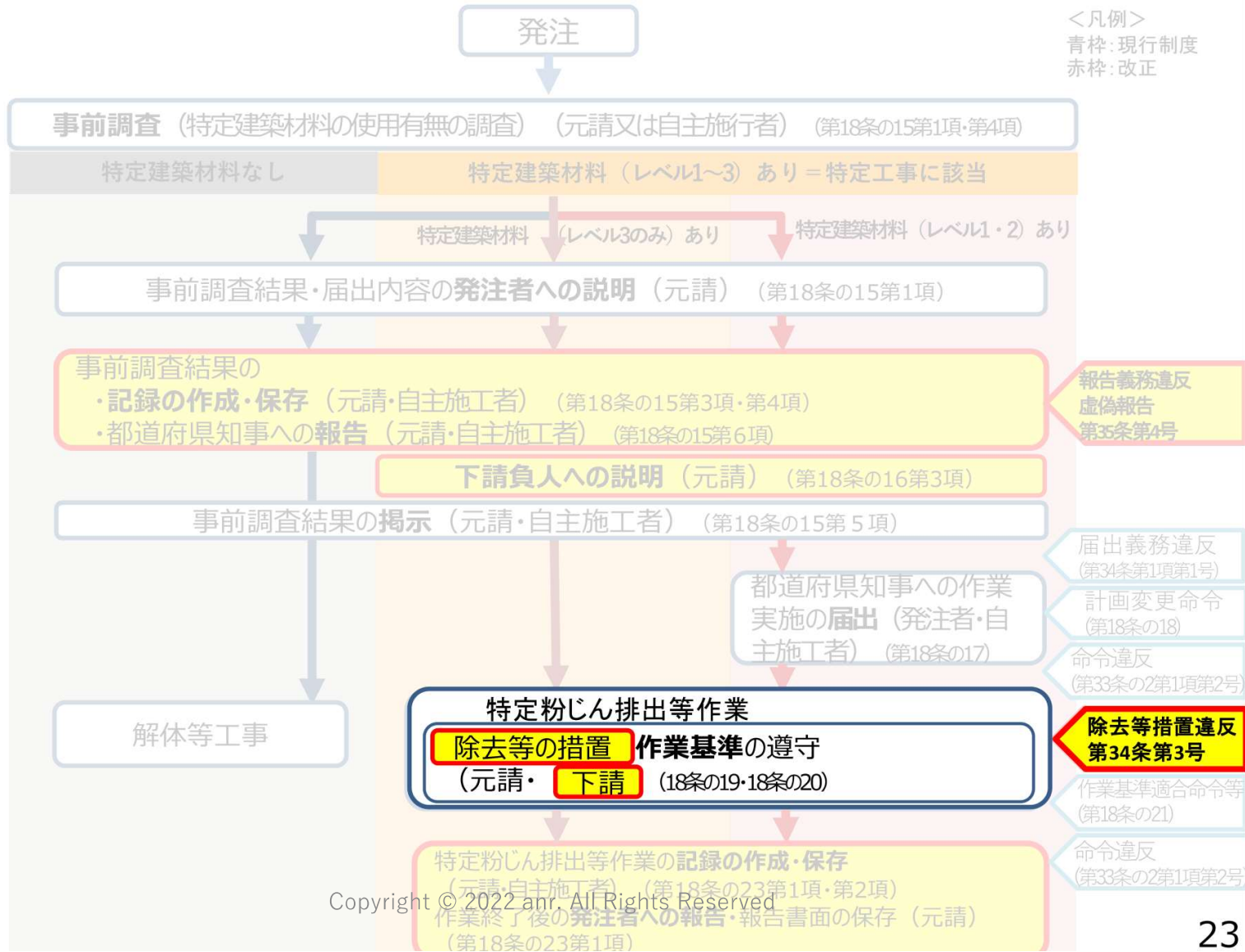
	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者			※労働安全衛生法
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

改正後の解体等工事に係る規制概要



重要

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じんの排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(新法第18条の14関係)

<作業基準>

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における**特定粉じん排出作業の開始前に**、次に掲げる事項を記録した**当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。**
(新規則第16条の4)

□ 特定粉じん排出等作業の計画で定める事項

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

重要

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（新規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（新規則別表第7-4の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※2すること。

(2) 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化※1すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。



原形のまま取り外す例



湿潤化の例(散水)



作業の状況(養生内で湿潤化後手作業で除去)

重要

<特定粉じん排出等作業の作業基準>

②石綿含有仕上塗材（新規則別表第7 3の項に規定）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）
- ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生※²すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化※¹すること。
- ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。この場合において、ロの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※¹ 特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

※² 作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

ロ 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置

十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用する工法については、湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置と判断しうる工法と考えられる。

十分な集じん機能を有することを判断するための要件は以下が挙げられる。

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPAフィルターを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中における作業場所の総繊維濃度が、作業環境の石綿管理濃度である0.15 本/cm³(150 本/リットル)を下回ることが示されていること
- ・ 事業者は上記要件に合致する工具であることの説明が行えるよう、工具の性能等を証明するデータ(製品カタログ、実験データ等)等を整理し、そのデータ等の記録を作業中保持するとともに作業終了後は除去作業の記録として3年間保存しておくこと。



写真：国立研究開発法人建築研究所 建築研究資料No.171 26

<作業基準の遵守義務等>

- 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。 (新法第18条の20関係)
- 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。 (新法第18条の21関係)
- 下請負人の作業基準遵守義務等の対象への追加に伴い、下請負人が適切に作業を行えるよう下請契約時の工事費等に関する配慮や作業方法の説明に関する規定を整備。 (新法第18条の16第2項及び第3項関係)
 - * 下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要など (新規則第16条の12)
- 特定工事の元請業者による下請負人の指導について規定 (新法第18条の22関係)
- 元請業者は、適切に下請負人の指導を行わない場合、作業基準適合命令等の対象となり得る。



レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者			
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
罰則				○	

※労働安全衛生法

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

罰則の対象が拡大されます。

NEW

◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

[下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（新法第18条の19、第34条第3号）
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（新法第18条の21、第33条の2第1項第2号）
（過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金（新第33条の2第2項））

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務（新法第18条の20）があります。

[その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります（対象は特定工事の施工分担範囲）。

[元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項]（新法第18条の16第3項、新規則第16条の11）

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

環境省資料より抜粋

<罰則>

- 所要の罰則規定を置く。 (新法第34条第3号及び第35条第4号関係)

- 事前調査の結果の報告義務違反：30万円以下の罰金
- 除去等の措置の義務違反：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
(参考)
作業基準適合命令等違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

<施行期日等>

- この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、事前調査結果の報告に関する規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (改正法附則第1条関係)
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (改正法附則第5条関係)

- 施行日は、令和3年4月1日。
ただし、事前調査結果の報告については、電子システムの構築に要する期間を踏まえ、令和4年4月1日施行。

(参考)

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務付け：令和5年10月1日 施行

◆報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。
報告事項も規制強化にともない追加されています。

拡大

[立入検査の対象](新法第26条第1項)

- ✓ 解体等工事に係る建築物等
- ✓ 解体等工事の現場
- ✓ 解体等工事の元請業者、自主施工者、
下請負人(特定工事に従事する者に限る)
の営業所、事務所その他の事業場



[報告の対象](★は発注者、元請業者及び自主施工者に限る。下請負人は特定工事の施工分担範囲)

- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法等(特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、新法第18条の19に定める方法により行わない場合の理由、新規則第16条の7各号に掲げる事項(解体等工事に係る説明事項))
- ✓ 特定粉じん排出等作業の結果
- ✓ 事前調査について★

環境省資料より抜粋

本日の説明内容

- ・石綿（アスベスト）とは
- ・石綿（アスベスト）の使用状況
- ・大気汚染防止法及び政省令の改正について
- ・今後の対応

大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知 令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、者の育成	令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控への 現場への備え置き	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備	令和4年4月施行
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知		
	作業の記録	周知		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行	
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行	
直接罰の適用		周知		
罰則の対象の拡大		周知		

Copyright © 2022 All Rights Reserved

事前調査の課題と対策

1. 課題

- 事前調査は**令和5年10月以降**は有資格者で行わねばならない。
- 事前調査ができる資格取得講習の受講には**受講条件**がある。
- リフォームは小規模、工期等の点で、外部に事前調査を依頼することは外注費用負担増、日程調整等の問題がある。

2. 対策

- 今回の法改正に伴う義務化の内容を社内で周知・徹底(資料配布、講習会開催等)する。
- 事前調査ができる資格者を社内で養成する。

今すぐ・やるべきこと！

- リフォーム前の【事前調査】…義務
- 事前調査結果の【施主への説明】…義務
- 事前調査および結果【書類保存(3年間)】…義務
- 事前調査結果等および作業方法等の【現場での掲示】…義務
- 事前調査者の資格を取得するための【受講資格の確認】…対策

※罰則の適用は令和4年4月1日～【報告義務違反30万円以下の罰金】
ですが、
4月から即対応しなければなりません。

早急に義務化への対応実行が必要です！

レベル3建材に係る「義務化」スケジュール

	義務化内容		スケジュール		
			令3/4/1～	令4/4/1～	令5/10/1～
事前調査	事前調査	事前調査(書面・目視)	○		
		発注者への説明	○		
		現場掲示	○		
		記録・保存	○		
		有資格者(1日or2日間・試験)	資格を取得		○
報告	報告(※1)		○		
作業	管理	計画・指導	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	作業届出	作業届出(※2)	—		
		作業記録・保存	○		
作業	作業教育(4.5時間)	石綿取扱作業従事者特別教育修了者			
完了	確認	作業終了の確認	石綿作業主任者(2日間・試験)		
	報告等	発注者への報告、記録・保存	○		
		罰則		○	

※1 解体工事 床面積80㎡以上、改造・補修工事100万円以上

※2 届出は不要だが、作業基準は遵守

Copyright © 2022 anr. All Rights Reserved

参考資料

- 環境省:

法改正説明動画<https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4>

法改正説明資料<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main17.pdf>

石綿飛散防止リーフレット<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>

- 厚労省:解体工事受注者向けリーフレット<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/content/contents/000701654.pdf>

- 厚労省:石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000199663.pdf>

- 環境省:建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルhttps://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf

- 国交省:アスベスト対策Q&A

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html>

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせは

メール：info@anr.or.jp

電話：045-501-5544

FAX :045-504-1865



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会

